

高等学校等就学支援金制度について

国は、平成22年4月から、私立高校等の生徒の就学を支援するため、「高等学校等就学支援金制度」を創設しました。この就学支援金は、在学している高校を通じて申請していただき、高校が代理で受領し、授業料に充当します。

1 高等学校等就学支援金支援制度（国の補助金制度）

世帯の収入額により「就学支援金」が支給されます。

世帯年収の目安 (両親のうち一方が働き、高校生1人中学生1人の世帯の場合)	改正支給額	本校月額学校納付金 授業料(47,100円ー支給額) 後援会費(1,500円) 生徒会費(700円)
250万円未満程度	月額 24,750円 (年額 297,000円)	24,550円
250万円～350万円未満程度	月額 19,800円 (年額 237,600円)	29,500円
350万円～590万円未満程度	月額 14,850円 (年額 178,200円)	34,450円
590万円～910万円未満程度	月額 9,900円 (年額 118,800円)	39,400円
910万円以上程度	国公私立支給なし	49,300円

※世帯年収は目安で、「市町村民税の所得額・課税額」で判断します。

※原則、親権者（両親がいる場合は2名の合算額で判断します。）

- お問い合わせ先：鹿児島城西高等学校 TEL 099(273)1234
鹿児島県学事法制課 TEL 099(286)2146

◆さらに、下記の要件に該当される方は県が行う授業料軽減補助も適用されます。

2 県が行う授業料軽減補助（平成26年度現行）

① 保護者の市町村民税が非課税の者	月額 4,950円
② 保護者の市町村民税が均等割のみ課税されている者	
③ 児童養護施設等に入所している生徒の授業料等の負担者	
④ 火災や風水害の被災者	月額 4,950円 又は 2,475円
⑤ 生活保護世帯	
⑥ 家計急変世帯	月額 9,900円

☆上記の件①～③に該当する場合は、入学金の一部として5,650円が補助されます。

※6月～7月にご案内し、鹿児島県に申請後認定され次第、学校納付金で調整します。

※保護者が鹿児島県内にお住まいの方のみ対象です。

- お問い合わせ先：鹿児島城西高等学校 TEL 099(273)1234
鹿児島県学事法制課 TEL 099(286)2146